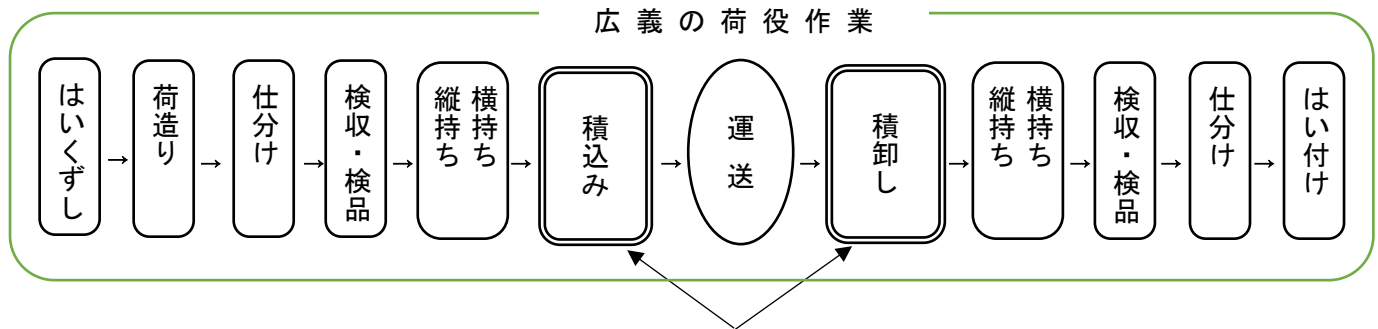


荷役作業の定義について



安衛則第 151 条の 74 の対象となる荷役作業

※ 荷台等の上に乗る必要の無い作業等は除く。

○ 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）（抄）

（保護帽の着用）

第 151 条の 74 事業者は、最大積載量が 5 トン以上の貨物自動車に荷を積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は最大積載量が 5 トン以上の貨物自動車から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

【趣旨】

荷の積みおろし作業の際、貨物自動車や不整地運搬車から墜落、あるいは転落するという災害が多く発生している。積荷の上に昇降する際の墜落の防止対策としては、安全な昇降設備の設置が本条とは別に規定されている。本条は、昇降時以外の荷の積みおろし作業を行う際における墜落の防止対策を定めたものである。

ところで、荷台や積荷からの墜落防止のための対策として、作業の特殊性から囲い、手すり、安全带等、通常の墜落防止措置をとることは困難である。そのため、事前の対策として、万一墜落しても、その衝撃による頭部の傷害をできるだけ軽減するために、保護帽を作業中の労働者に着用させなければならないこととしたものである。

〔解釈例規〕（関係部分抜粋）

本項は、貨物自動車の荷台が箱荷台、ほろ付き荷台等である場合、ダンプトラックのごとく労働者が積みおろし作業等のために荷台又は積荷の上に乗る必要がない場合等のように、本項各号に掲げる作業に従事する労働者が墜落による危害を受けるおそれがない場合には適用しない趣旨であること。

（昭和 43 年 1 月 13 日付け安発第 2 号）

JIS Z0111 2016 c) 荷役 5001

荷役（にやく）

定義：物流過程における物資の積み出し、運搬、ピッキング、仕分け、荷ぞろえなどの作業及びこれに付随する作業。マテリアルハンドリングともいう。